

農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の 取扱いについて

平成 25 年 9 月 9 日 25 生産第 1855 号
農林水産省生産局農産部農業環境対策課長

1 基本的な考え方

- (1) 落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮、木材チップ・パウダー（樹皮を除去したものを除く。）等の農業用土壌改良資材並びに当該資材から生産する木炭・木酢液（竹炭・竹酢液を含み、農業用土壌改良資材として利用するものに限る。）（以下「有機質土壌改良資材」という。）、腐葉土及び剪定枝堆肥（以下「有機質土壌改良資材等」という。）については、今もなお、放射性セシウム濃度が暫定許容値 400 Bq/kg を超える可能性が排除できないことから、「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の取扱いについて」（平成 23 年 8 月 31 日付け 23 生産第 4273 号生産局農業生産支援課長、農業環境対策課長通知）及び「肥料の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について（平成 23 年 8 月 5 日付け 23 消安第 2561 号消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づき、17 都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）においては、新たな生産及び施用をできる限り控えることとする。
- (2) ただし、17 都県内であっても、地方公共団体、生産者団体及び地方公共団体を含む協議会（以下「協議会等」という。）が、本取組の対象となる市町村内の農家自らが行う有機質土壌改良資材等の生産・施用（有機質土壌改良資材にあっては、個人農家による販売・譲渡を目的とした生産を含む。以下「自家消費」という。）の再開が必要として、都県の指導の下、有機質土壌改良資材等の利用管理体制や検査方法等を記載した「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書（別紙様式）」（以下「利用管理計画」という。）を国と協議の上で作成し、利用管理計画に基づいた検査の実施及び結果の報告等により、営農に必要な有機質土壌改良資材等の安全性を確保できる場合においては、利用管理計画に記載された市町村ごと、有機質土壌改良資材等の種類ごとに、農家による自家消費を再開できるものとする。
- (3) 協議会等及び国が協議を行う点は、次の 5 点とする。
 - ① 有機質土壌改良資材等の自家消費再開理由が妥当であること。
 - ② 2 の（1）の予備調査に基づき、適切な検査方法が採用されていること。
 - ③ 暫定許容値以下の有機質土壌改良資材等のみが自家消費されるための生産利用管理体制が整っていること。
 - ④ 処分されない放射性廃棄物の増加を抑制するため、予備調査等により利用管理計画の対象となる有機質土壌改良資材等の放射性セシウム濃度が、暫定許容値等一定の水準を相当程度下回っていることがデータで示されていること。また、生産物の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えた場合の処分計画が適切であること。
 - ⑤ 放射性セシウムの検査方法が試料のサンプリング方法を含めて適切であること。

2 具体的な手続き

- (1) 協議会等は、都県の指導の下に、利用管理計画の対象となる農家及び有機質土壌改良資材等の種類を把握するとともに、対象市町村における自家消費の再開を希望する有機質土壌改良資材等の原料等の放射性セシウム濃度の状況を確認するための予備的な調査（以下「予備調査」という。）を行う。
- (2) 協議会等は、農家による有機質土壌改良資材等の生産開始予定日の1ヶ月以上前に、都県の指導の下に作成した利用管理計画に予備調査の結果を付して、管轄する都県に提出する。
- (3) 都県は、利用管理計画に記載された内容が1の(3)にてらして適切であること及び実行可能であることを確認した上で、管轄する地方農政局生産部生産技術環境課（以下「地方農政局」という。）を經由し、農林水産省生産局農産部農業環境対策課（以下「農業環境対策課」という。）に提出する。
- (4) 農業環境対策課は、提出された管理計画に記載された内容が1の(3)にてらして適切であることを確認し、適切である場合は地方農政局を經由して提出のあった都県にその旨を通知する。
- (5) 都県は、(4)の通知を受けた後、協議会等にその旨を通知し、利用管理計画に即した有機質土壌改良資材等の管理について指導を行うとともに、試料のサンプリング方法を含めて放射性セシウム検査について指導を行う。
- (6) 協議会等は、(5)の通知を受けた後、有機質土壌改良資材等の放射性セシウムの検査を行い、当該検査終了後に「有機質土壌改良資材等の放射性セシウム検査報告書」（利用管理計画と同一様式。以下「検査報告」という。）を管轄する都県に提出する。都県は、検査結果を地方農政局を經由して農業環境対策課に報告するとともに、検査結果から当該有機質土壌改良資材等の利用の可否を決定し協議会等に通知する。また、協議会等は、都県からの通知をもとに検査済みの有機質土壌改良資材等の取扱いについて農家への指導等を行う。
- (7) 検査は、農家が自家消費を希望する有機質土壌改良資材等の全てのロットを検査するものとする。

ただし、販売・譲渡に供しない有機質土壌改良資材等であって、予備調査の結果、全ての検体が暫定許容値の2分の1（200 Bq/kg）以下（腐葉土の原料については採取地の土壌の混入を想定し100 Bq/kg（乾重量）以下、木炭の原料については加工による濃縮を考慮し25 Bq/kg以下）の場合、1市町村当たり3ロット以上（1市町村当たりのロット数が3に満たない場合は当該ロット数）検査することを選択できるものとする。

なお、このうち、

 - ① 雑草は、飼料（永年生牧草）のモニタリング調査の対象となっていない都県においては、検査を不要とする。

② 剪定枝、木材チップ・パウダー及び木炭は、薪又は木炭の放射性セシウム濃度が指標値（薪は 40 Bq/kg、木炭は 280 Bq/kg）以下であることを地方自治体が証明できる場合は、検査を不要とする。

(8) 都県は、利用管理計画に記載された採取場所から採取した原料を用いて生産する有機質土壌改良資材等の検査結果が原則として 2 年間連続して暫定許容値の 2 分の 1 (200 Bq/kg) 以下となった場合、農業環境対策課と相談の上、翌年以降の放射性セシウム濃度の検査の必要性を判断する。

なお、過去に農業環境対策課の指導の下に行われた有機質土壌改良資材の放射性セシウム濃度測定結果についても、本通知に基づく検査結果と同様の扱いとする。

(9) 協議会等は、原料の採取場所を変更する場合は、採取場所を変更する 1 ヶ月以上前に当該採取場所に係る利用管理計画を作成し、予備調査の結果を付して管轄する都県に提出するものとする。

なお、その後の手続は、(3)、(4)及び(5)に準じるものとする。

3 利用管理計画作成等にあたっての留意点

(1) 有機質土壌改良資材等の自家消費再開理由には、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）前の生産利用状況、原発事故から現在までの状況及び利用を再開する必要性を必ず記載すること。

(2) 利用管理計画には、取組対象市町村における有機質土壌改良資材等の放射性セシウム濃度の状態をあらかじめ把握するため、予備調査の結果や都県等が実施した類似の資材の調査結果等を添付すること。

また、原料採取場所（予備調査の実施場所を含む。）を明示した位置図を添付すること。

なお、予備調査の結果等が暫定許容値を超えている場合（腐葉土の原料については 200 Bq/kg（乾重量）、木炭の原料については 50 Bq/kg を超えている場合）は、処分委託予定の事業者による受入れ及び処分に係る同意書（仮契約書）等の写しを添付すること（一時保管を予定する場合は、経費負担を明確にした書面や保管予定者の同意書等を添付すること）。

(3) 予備調査は、対象農家が実際に採取を行う予定の有機質土壌改良資材等の原料等を調査するものとし、原料採取予定場所における有機質土壌改良資材等の放射性セシウム濃度が適切に推定できるよう、原料採取予定市町村内で空間線量の高い採取場所を選定するとともに、地形や面的広がり等を考慮した調査点数を確保するものとする。

(4) 放射性セシウムの検査は、「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」等、別紙様式の 9 の記入上の注意に掲げる各通知を参考に、適切に有機質土壌改良資材等を検査すること。

ただし、

① 有機質土壌改良資材等の種類ごとに、利用管理計画に記載された原料採取場所

ごとを1ロットとして、検査すること。

② 試料をサンプリングする前には、ロットごとに十分な切返しやかくはん等を行い資材の均一化を図ること。

(5) 有機質土壌改良資材等の形状が一定でないことから、ロットの考え方、ロットからの試料のサンプリング方法、試料の前処理方法について詳しく記載すること。

(6) 検査報告は、試料のサンプリング状況と採取試料の写真、分析機関が発行した検査結果に係る書類を添付すること。

(7) 利用管理計画及び検査報告から、予備調査や検査のための試料サンプリング方法が適切でないと判断される場合は、再採取を指導することもあるので、留意すること。

有機質土壌改良資材等の利用管理計画書（検査報告書）

平成 年 月 日

1 有機質土壌改良資材等の種類〔 〕

注：本計画書は有機質土壌改良資材等（落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮、木材チップ・パウダー（樹皮あり）、木炭・木酢液、竹炭・竹酢液、腐葉土、剪定枝堆肥等）の種類ごとに作成すること。

2 利用管理計画の実施主体

実施主体	
都県・市町村名	
担当者所属、氏名	
電話番号	

3 有機質土壌改良資材等の自家消費再開理由

(1) 原発事故前の生産利用状況

- ① 利用対象作物
- ② 利用目的
- ③ 施用量
- ④ 施用時期
- ⑤ 資材の形状等

注：資材の形状等には、利用する状態の有機質土壌改良資材等の形状（例：泥状、土・粉状、塊状、棒状、つる状等）や乾燥状態、大きさ等を記載し、可能な限り写真を添付する。

(2) 利用を再開する必要性（理由）

4 有機質土壌改良資材等の検査方法（該当に○を付す。）

- ・ 全ロット検査
- ・ 1市町村当たり3ロット以上のサンプリング検査
- ・ 検査不要（これを選択した場合、6以降の記載を不要とし、検査報告書についても提出不要。）

5 上記4の検査方法を選択した理由、予備調査の実施方法、調査場所及び調査点数決定の考え方

注1：予備調査による放射性セシウム測定結果、位置図を添付すること。

注2：上記4で全ロット検査を選択しない場合、予備調査の実施方法は9の検査方法の様式を用いて示すこと。

6 有機質土壌改良資材等の生産利用計画（検査結果）

別添のとおり。

7 検査の結果暫定許容値を超えた場合の処分方法

経費負担者	(例) ○○市
処分委託先	株式会社○○（産業廃棄物）
処分方法	株式会社○○において焼却の後、特定産業廃棄物として処理予定。
処分時期	発生後、半年以内。

注1：一時保管を行う場合は、保管にかかる経費負担者、一時保管委託先、一時保管後の処分方法、処分予定時期を記載する。

注2：予備調査の結果が暫定許容値を超えている場合は、処分委託予定の事業者による受入れ及び処分に係る同意書（仮契約書）の写し等を添付すること。

8 有機質土壌改良資材等の生産利用管理体制

（利用管理計画に参加する協議会等及び農家のそれぞれの役割を記載すること。）

9 検査方法

【記入上の注意】有機質土壌改良資材等の形状や生産方法等から、次に掲げる通知等を参考に、検査対象ロットの考え方や試料の採取（サンプリング）方法、試料の前処理方法について記載すること。なお、これらの通知と同じ方法を採用する場合は、通知名を明記してその旨を記載すること。

- ①「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」（平成23年8月31日付け農林水産省生産局農業生産支援課長、農業環境対策課長通知）
- ②「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」（平成23年8月5日農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- ③「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」（平成23年8月3日付け農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長通知）
- ④「調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法」（平成23年11月18日付け林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）
- ⑤「土壌改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の扱いについて」（平成23年10月7日付け農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知）
- ⑥「放射能測定シリーズ7」（文部科学省）

(1) ロットの考え方

注：堆積された有機質土壌改良資材等の 1 山や概ね 1 回に出荷する量ごと等、検査の対象とする 1 ロットの考え方を記載すること。

(2) 試料の採取（サンプリング）方法

注：ロットにおける試料の均一性の確保及び土の巻き込み等交差汚染の防止の観点から、試料採取方法と採取量を記載すること。

(3) 試料の前処理方法

注：有機質土壌改良資材等の形状等から、のこぎりで粉にする、包丁やはさみで細かく刻む、ハンマーでつぶす等、可能な限り試料を均質にしてマリネリ容器に空隙を作らない形状にする方法とすること。

(4) 分析

分析機関名	(例) 〇〇分析センター
分析機器名	ゲルマニウム半導体検出器
分析機関の精度の確保	標準線源を用いて、毎週 1 回確認、校正を行っている。

(別添)

有機質土壌改良資材等の生産利用計画(検査結果)

(農家用)

有機質土壌改良資材等の種類	都県名	市町村名	農家番号	原 料				生産(加工)方法	販売・譲渡の予定の有無	製 品				検査結果(Bq/kg)			備考
				原料名(副原料)	採取(予定)場所	採取(予定)時期	採取回数			ロットの区分	1ロット当たりの重量	施用(予定)時期	試料サンプリング(予定)時期	放射性Cs濃度(実測値)	定量下限値	放射性Cs濃度(全乾値)	
(例)腐葉土	〇〇県	〇〇市	1	落ち葉 枯れ草 (牛ふん)	〇〇地区	〇年〇月～ △月	1回目	落ち葉や枯れ草をくまででかき集め、自宅敷地内に堆積し6ヶ月間腐熟。切り返し1回。		1-1	約8kg	〇年△月	〇年△月〇日				
(例)腐葉土	〇〇県	〇〇市	2	落ち葉	△△地区	〇年〇月	1回目	落ち葉をコンクリート板に堆積し約1年間腐熟。切り返し2回。		2-1	約20kg	〇年×月	〇年×月〇日				

記載注意 (1) 本表は、有機質土壌改良資材等の種類(落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮、木材チップ・パウダー(樹皮あり)、木炭・木酢液、竹炭・竹酢液、腐葉土、剪定枝堆肥等)ごとに別葉(別シート)とする。
(2) 検査報告書は、実績を記載する。
(3) 対象となる農家に農家番号を付し、農家ごとに整理するものとする。
(4) 採取回数には、当該有機質土壌改良資材等の原料となる資材の採取場所における原料採取が、平成23年3月11日以後、何回目の採取であるのかを記載する。
(5) 検査結果には、放射性セシウム134と137の合計値を記入する。
(6) 原料採取場所の位置図、原料及び製品の写真など、参考資料を添付する。